

選挙に行こうよ!

(鹿児島県明るい選挙推進協議会だより)
第23号 令和4年9月30日 発行

鹿児島県明るい選挙推進協議会事務局

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県選挙管理委員会内

TEL:099-286-2237

FAX:099-286-5517

mail:senkyo@pref.kagoshima.lg.jp

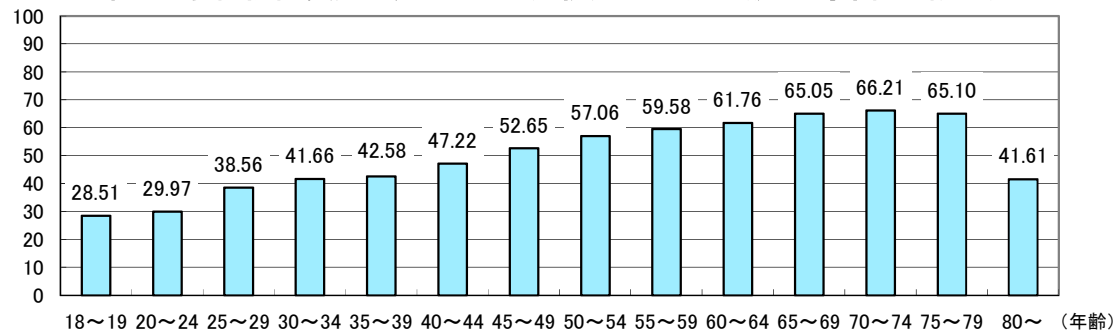


参議院議員通常選挙 鹿児島県議会議員補欠選挙

前回の選挙を上回る投票率

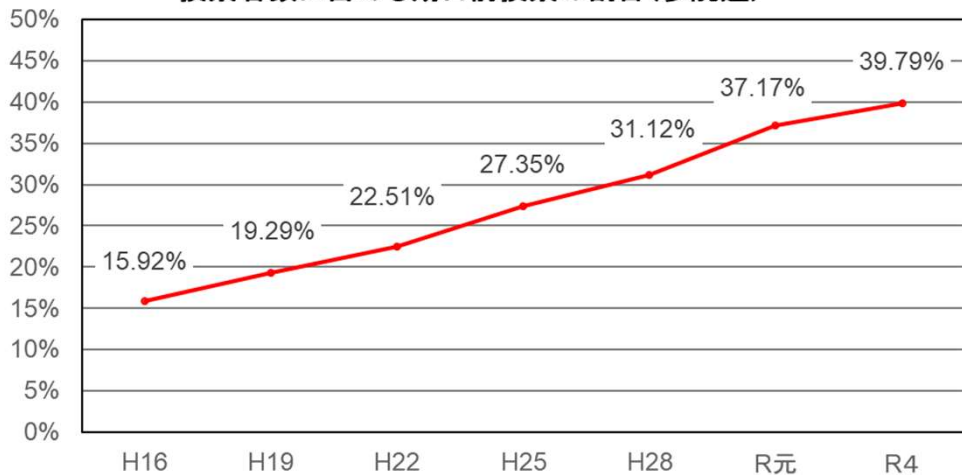
令和4年7月10日(日)に第26回参議院議員通常選挙、鹿児島県議会議員補欠選挙(鹿児島市・鹿児島郡区)が執行されました。投票率は参議院議員通常選挙が48.63%(前回比+2.88)、鹿児島県議会議員補欠選挙(鹿児島市・鹿児島郡区)が45.24%(前回改選時同区+7.28)となりました。ともに前回同選挙における投票率を上回る結果となりました。

(%) 第26回参議院議員通常選挙 年齢別投票率の状況(鹿児島県抽出調査)



利便性の向上! 拡がる期日前投票

投票者数に占める期日前投票の割合(参院選)



※ 7月に行われた参議院議員通常選挙、鹿児島県議会議員補欠選挙(鹿児島市・鹿児島郡区)において、鹿児島大学(鹿児島市)、鹿児島国際大学(鹿児島市)等に期日前投票所が設置されました。また、複数の箇所を巡回する自動車を用いた移動期日前投票所や商業施設への設置など投票環境の拡充が図られました。

期日前投票は平成15年の法改正で導入された制度です。今回の選挙では選挙期間中、県内270か所で行われました。また、投票者数に占める期日前投票の割合は39.79%(参議院議員通常選挙)で過去最高となりました。

投票日に投票に行けない方は、是非この制度を活用しましょう。

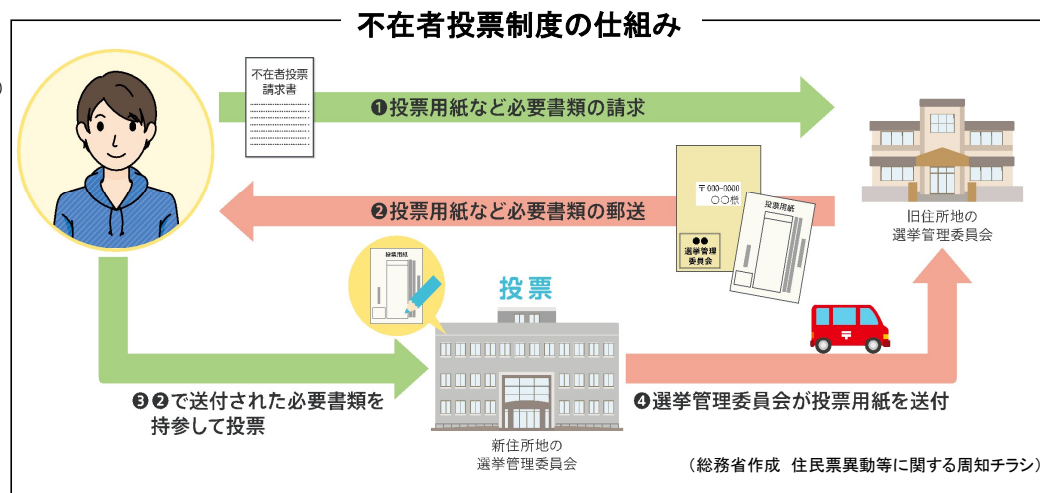
ご存じですか? 不在者投票制度

就職や進学に伴う引っ越しで住民票の移動があった場合、住民票を移してから3か月が経過していれば、引っ越し後の住所地で投票することができます。

住民票を移してから3か月経過しないうちに選挙がある場合には、引っ越し前の住所地で投票することができます。

投票日に引っ越し前の住所地に行けないという場合は、不在者投票制度をぜひ、活用しましょう。

(詳しい手続きについては各市町村選挙管理委員会へおたずねください。)



不在者投票は郵送で行うため、時間がかかります。お手続きはお早めに!



「選挙に行こうよ!」バックナンバーのお知らせ

<http://www.pref.kagoshima.jp/ka01/kensei/senkyo/keihatu/akaruisenkyo.html>